

横須賀市税の口座振替（自動払込）のご案内

★ 口座振替のお申し込みができる税目

◎ 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収) ◎ 固定資産税・都市計画税 ◎ 軽自動車税(種別割)

- ※ 市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）については、口座振替にできません。
※ 軽自動車税（種別割）の口座振替は、**同一名義の車両すべてが同一口座からの引き落とし**となります。

★ 取扱金融機関（横須賀市税の口座振替を取扱う金融機関）

銀 行 (本・支店)	横浜銀行 スルガ銀行 りそな銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 みずほ銀行 神奈川銀行
ゆうちょ銀行 (郵便局)	ゆうちょ銀行
信用金庫・労働金庫 (本・支店)	湘南信用金庫 かながわ信用金庫 中央労働金庫
信用組合・協同組合 (本・支店)	横浜幸銀信用組合 ハナ信用組合 よこすか葉山農業協同組合

※ 金融機関名称及び取扱金融機関は、変更される場合があります。

★ 各納期

月 税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税 (種別割)		1期										

- ※ 上記の納期以外にも、各月の月末を納期限とした随時課税がされる場合があります。
※ 口座振替の日は、原則的に各納期の月末日です。その日が、金融機関の休日に当たるときは、翌営業日になります。
引き落としされる時間は、各金融機関で異なります。詳しくは、引き落とし先の金融機関にお問い合わせください。

★ 提出方法及びお申し込み時期と口座振替開始納期

- ・口座振替依頼書・解約届の太線内の必要事項をすべてご記入のうえ、郵送にてご提出ください。
- ・市役所で受付けした依頼書が、金融機関届出印相違などで金融機関から返戻された場合、訂正又は再度の依頼書提出をお願いします。申込完了は、金融機関の受領後となります。
- ・口座振替の開始には、最短でも1ヶ月半を要しますので、余裕をもってお申し込みください。

★ 口座振替をご利用時の注意事項

- ・口座振替の結果をお知らせする領収証書は発行しておりません。
ご利用の預貯金通帳への記帳によりご確認ください。
- ・残高不足等で納期限の日に振替できなかった場合、再振替はありません。
この場合は、納付書のついた「市税口座振替不能のお知らせ」を郵送いたしますので、それにより納付してください。
- ・3年間続けて課税がない税目については、口座振替が解除となります。
口座振替を再開したい場合、再度、お申し込みが必要となります。
- ・納税義務者を変更した場合、口座振替は解除となります。
再度、口座振替をご希望の場合、新しい納税義務者でお申し込みください。
(納税義務者が増える例) 納税義務者が亡くなった場合
代表相続人・納税管理人を設定または変更した場合
固定資産税で登記名義、共有者名、共有者数、共有持分を変更した場合
- ・口座を解約した場合または口座振替を解除した場合、それ以降に納期があれば、納付書を郵送いたします。

★ お問い合わせ先

税務部税制課 口座振替担当 電話 046-822-9836